

知国運発第5号
令和5年2月8日

知多市長 宮 島 壽 男 様

知多市国民健康保険運営協議会
会長 渡 辺 正 敏

知多市国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定について
(答申)

令和5年1月11日付け知保発第349号で諮問のありました知多市国民健康保険税条例（昭和45年知多市条例第51号）に規定する国民健康保険税の課税限度額及び軽減判定所得の改定については、原案のとおり了承します。

なお、課税限度額に関わる法改正の主旨は、被保険者間の保険税負担の格差是正及び公平を図るものとされています。

また、軽減判定所得の引き上げは、低所得者の保険税の負担軽減の拡大を図るものです。

よって、法の施行日から遅れることなく課税限度額及び軽減判定所得の改定を行うことを要望します。